

【意見交換】

カーボנקレジット取引の会計処理の検討について

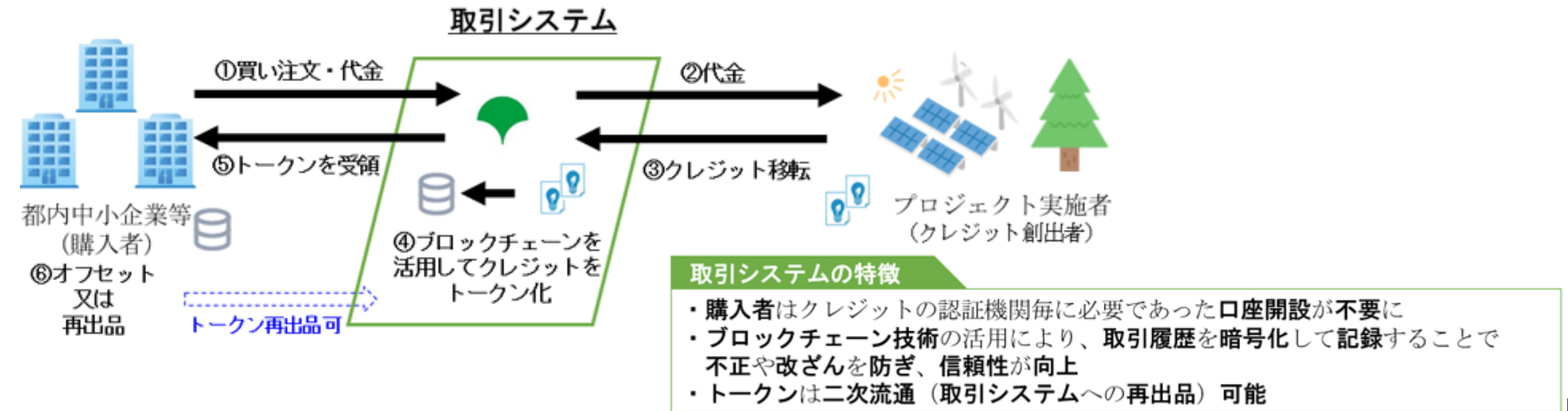
検討の経緯

東京都では、中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、国内外のカーボンのクレジットを容易に売買できる都独自のプラットフォームの構築を行っていく予定である。

カーボンのクレジット取引の会計処理としては、企業会計において、販売目的や自社使用目的で取得する場合の会計処理が示されているものの、プラットフォーム事業者における会計処理を示したものは見当たらないことから、本取引に係る会計処理に関して検討を行う。

※ カーボンのクレジット…森林保護や植林、再エネ発電機器・省エネ機器導入などのプロジェクトの実施により創出された温室効果ガスの削減量を企業等の間で取引できるよう、クレジットとして認証したもの

取引システムイメージ



企業会計での取扱い

実務対応報告第15号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（平成21年6月企業会計基準委員会）

（中略）

3 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理

（1）他者から購入する場合

専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを他者から購入する場合、通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。したがって、将来の一定時点で排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では取引を認識せず、引渡しを受けた段階で取引を認識する。引渡しを受けた排出クレジットについては、**取得原価により棚卸資産として処理**し、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする（棚卸資産会計基準第7項）。

なお、排出クレジットの取得の前に資金を支出している場合には、原則として「前渡金」とするが、通常、取得に至るまでの期間が長期になると想定されることから、明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否を検討することが適当である。

4 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理

（1）他者から購入する場合

将来の自社使用を見込んで排出クレジットを他者から購入する場合、**「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う**。したがって、将来の一定時点で排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では、取引を認識しない。

また、取得した排出クレジットは、時間の経過による減価がないこと、及び陳腐化がないと考えられることから、減価償却は行わないが、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となる。その適用に際しては、第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上されているため、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる（企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第8項）。

資産として計上された排出クレジットは、自社の排出量削減に充てられたときに、これを費用として計上する。具体的には、排出クレジットを国別登録簿（割当量口座簿）の政府保有口座へ償却を目的として移転した時点において費用とする。また、実際に政府保有口座に移転していなくとも移転することが確実と見込まれる場合や、第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。

⇒本スキームの取引実態を考慮すると、いずれの場合にも該当しないのではないかと。

カーボンプレジットの「資産」該当性について

- ・ 地方自治法上の「財産」該当性について：**該当しないのではないか。**

◆ 地方自治法第237条逐条解説

法律上形成過程にあり、未だ法律上の権利として確立していない権利は、たとえ財産権の対象となるものであつても、財産の範囲に含められていない。

◆ 実務対応報告第15号排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い（平成21年6月企業会計基準委員会）

このように、法定された無体財産権ではないが、無形の財産的価値があることから、会計上は無形固定資産に近い性格を有していると考えられる。

- ・ 会計上の「資産」該当性について：**該当しないのではないか。**

- ✓ 上記から、自治法上の「財産」との整合性を重視する東京都会計基準の「資産」概念には馴染まないと考える。（参考資料参照）
- ✓ 本スキームの取引実態は「受託買付」と考えられ、一般的な会計上の「資産」定義も満たさないとと思われる。

◆ IPSAS資産定義

過去の事象の結果として主体が支配し、かつ、将来の経済的便益又はサービス提供能力が、主体に流入することが期待される資源。

- ① 当該カーボンプレジットについて、都の判断で使用や処分することができない（＝**都が支配しているとは言えない。**）。
- ② 当該カーボンプレジットからもたらされる**経済的便益等（排出量の相殺）が都に流入することは想定されない。**

東京都会計基準の考え方

- 基本的な考え方
 - わが国の企業会計をベース
 - 公的部門固有の課題（連結の方法、インフラ資産、文化遺産、防衛資産、税収、社会保障債務等）については、IPSAS、IFAC・PSC Study等を参考
 - 英国・米国の公会計基準を参考
 - 地方自治法の枠組との整合性を考慮（予算制度、出納整理期間）
- IPSASベース
 - 財務諸表の構成要素とその定義（資産、負債、純資産、収益、費用）
 - 財務諸表の体系：財政状態計算書、財務業績計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書（名称は異なる）
- 英国・米国の公会計基準を参照
 - インフラ資産の考え方
 - 道路資産の更新会計（Renewal accounting）の適用（名称は取替法）

東京都会計基準の特色④

～実務に即した会計基準～

○現行の自治法の枠組み内での複式簿記・発生主義の導入

- (1) 出納整理期間の存在を考慮
- (2) 歳入歳出決算との整合性を重視
- (3) 地方自治法上の「財産」と貸借対照表に計上する「資産」の原則一致

○実務を考慮した会計処理

- (1) 減価償却計算
 - ① 取得翌年度からの償却開始（地方公共団体においては財産の所管替が頻繁に行われるため）
 - ② 道路資産における取替法の採用（良好な維持補修を条件に更新会計の採用）
- (2) 実務的な重要性を考慮して、一部の会計基準は当面の間未適用
リース会計／退職給付会計／研究開発費等に関する会計基準／
固定資産の減損会計 など